

写

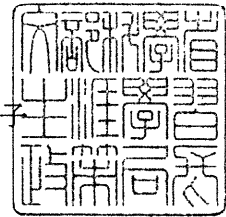
27文科初第1796号

平成28年3月31日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長
殿
各国公立大学長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
各国公私立高等専門学校長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省生涯学習政策局長

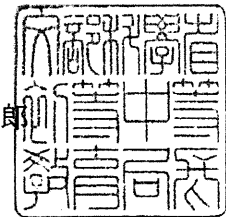
有松育子



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

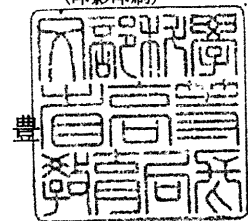
小松親次郎



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

常盤



(印影印刷)

就学の機会均等確保の観点からの入学者選抜の在り方の点検等
について（通知）



「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成 25 年法律第 65 号。以下「本法」という。)が平成 25 年 6 月 26 日に公布され、一部を除き平成 28 年 4 月 1 日に施行されます。本法においては、行政機関等及び事業者の障害を理由とする差別の禁止と合理的な配慮の措置について規定されたところであり、各学校の入学者選抜についても、本法の規定に基づく対応を行うことが求められます。

さらに、昨年 11 月には、一億総活躍国民会議において、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」(以下「緊急対策」という。)が取りまとめられ、その中に、「企業の採用基準等や学校の入学者資格が、障害や難病のある方が一律排除されているかのような表現になっていないか総点検を呼びかけ、改善を促す」ことが盛り込まれました(別添参照)。

については、各位におかれては、本法及び緊急対策の趣旨も踏まえ、各学校における就学の機会均等が確保されるよう、下記にも御留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては域内の市町村教育委員会及び所管の学校(専修学校及び各種学校を含む。)に対し、指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所管又は所轄の学校(専修学校及び各種学校を含む。)及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国立大学におかれては附属学校に対し、厚生労働省医政局及び社会・援護局におかれては所管の専修学校に対し、それぞれ周知を図られるようお願いいたします。

記

入学者選抜を実施している学校の設置者及び当該学校においては、入学者選抜実施要項や入学者選抜募集要項の出願資格について、特段の説明を行うことなく、単に「心身ともに健全で・・・者」と記載するなど、障害や難病のある入学志願者が一律排除されているかのような表現がなされていないか点検を行い、必要に応じて改善するなど、本法及び緊急対策の趣旨を踏まえた適切な対応をお願いしたいこと。

なお、大学入学者選抜については、平成 28 年度大学入学者選抜実施要項(平成 27 年 5 月 27 日付け 27 文科高第 261 号文部科学省高等教育局長通知)の「第 13 その他注意事項」の「1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮」において、障害等のある入学志願者の能力・適性、学習の成果等を適切に評価するために必要な合理的配慮を行い、障害のない学生と公平に試験を受けられるように配慮することなどを記載しているところであり、本要項も踏まえた適切な対応をお願いしたいこと。

【本件担当】

(幼稚園について)

初等中等教育局幼児教育課

電 話 : 03-5253-4111 (内線 3136)

F A X : 03-6734-3736

E-mail : youji@mext. go. jp

(小中高等学校・義務教育学校・中等教育学校について)

初等中等教育局高校教育改革P T

電 話 : 03-5253-4111 (内線 4728)

F A X : 03-6734-4728

E-mail : jidous@mext. go. jp

(大学について)

高等教育局大学振興課大学入試室

電 話 : 03-5253-4111 (内線 2495)

F A X : 03-6734-3392

E-mail : gaknyusi@mext. go. jp

(高等専門学校について)

高等教育局専門教育課

電 話 : 03-5253-4111 (内線 3347)

F A X : 03-6734-3389

E-mail : senmon@mext. go. jp

(専修学校について)

生涯学習推進局生涯学習推進課

電 話 : 03-5253-4111 (内線 2939)

F A X : 03-6734-3715

E-mail : syosensy@mext. go. jp

一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策
－ 成長と分配の好循環の形成に向けて － 【抜粋】

(平成27年11月26日一億総活躍国民会議)

Ⅱ. 緊急に実施すべき対策

1. 「GDP600兆円」の強い経済実現に向けた当面の緊急対策

■女性・若者・高齢者・障害者等の活躍促進

○企業の採用基準等や学校の入学者資格が、障害や難病のある方が一律排除されているかのような表現になっていないか総点検を呼びかけ、改善を促す。